

停電時における消火設備の取り扱いについて

1. はじめに
2. 停電時における消火設備の取り扱い
 - 2-1 消火栓設備
 - 2-1-1 屋内消火栓設備
 - 2-2 スプリンクラー設備
 - 2-2-1 湿式スプリンクラー設備
 - 2-2-2 乾式スプリンクラー設備
 - 2-2-3 予作動式スプリンクラー設備
 - 2-2-4 2次圧制御式速動型スプリンクラーシステム（NSシステム）
 - 2-2-5 放水型ヘッド等スプリンクラー設備
 - 2-2-5-1 NH100システム（固定式）
 - 2-2-5-2 SR100システム（可動式）
 - 2-2-5-3 放水砲システム
 - 2-3 泡消火設備
 - 2-3-1 固定式泡消火設備
 - 2-3-2 閉鎖型噴霧消火システム（スコール）
 - 2-4 ガス系消火設備

1. はじめに

電源を必要とする消防用設備は、常用電源が停電等の異常をきたした場合においても、これに替えて有効に電力供給を行うために、非常電源の設置が定められております。

消防法では、非常電源設備の種類として、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備および燃料電池設備の4つが定められており、設備や設備規模等により適切な方法を選択し設置しています。このうち、自家発電設備、蓄電池設備および燃料電池設備については、電力会社から供給される商用電源とは別に電源を確保するものであり、停電時等に常用電源が遮断された場合にも、自動的にそれらの非常電源に切り替わることにより、電力供給が継続されるものです。また、非常電源専用受電設備については、商用電源を利用しているため、常用電源が遮断された場合には、その時点で、消防用設備への電力供給が遮断されることとなります。

消防法で定める非常電源の容量には限りがあります。このため、停電等の異常が長時間継続した場合には、非常電源の容量が不足し設備への電源供給が遮断されますので、その時点で、消火設備の機能の一部もしくは全部が失われることとなります。

本資料は、消防用設備のうち消火設備について、停電時や復電時に発生する事象とその際に必要な対応についてまとめたものです。停電の際には、本資料をご参考に、防火対象物の防火安全性を確保して頂ければ幸いです。

なお、本資料に記載した情報は、各消火設備の代表例を説明したものです。消防用設備の設置時期、種類、設置する防火対象物などにより、非常電源を持たない設備があることや、設備に用いる制御盤の盤面表示が異なるなど、実際の設備とは異なる点がありますので、詳細については、対象となる実設備の取扱い説明書などにより確認をお願いします。